

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎
の修正・決定
再正による。

申告年月日
年 月 日

所在地

(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(ふりがな)
代表者氏名

期末現在の資本金の額
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

事業種目

(電話)

期末現在の資本金の額及び
資本剰余金の額の合算額
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

資本金の額が1億円以下の普通法人
のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(ふりがな)
法人名

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

法人区分

イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書※

事業税

道府県民税

申告書

摘要	課税標準	税率 ⁽¹⁰⁰⁾	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ って計算した法人税額	①
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				試験研究費の額等に係 る法人税額の特別控除額	②
所得割	所得金額総額 別表5②	兆 十億 百万 千 円		還付法人税額等の控除額	③
	年400万円以下の金額	000	兆 十億 百万 千 円	退職年金等積立金に係 る法人税額	④
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	000	00	課税標準となる法人税額	⑤
	年800万円を超える 金額	000	00	①+②-③+④	⑥
	計 ②+③+④	000	00	2以上の道府県に事務所又は事 業所を有する法人における課税 標準となる法人税額	⑦
付加価値割	軽減税率不適用法人 の金額	000	00	法人税割額	⑧
				(⑤又は⑥×100)	⑨
資本割	付加価値額総額			道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑩
	付加価値額	000	兆 十億 百万 千 円	税額控除超過額相当額の 加算額	⑪
収入割	資本金等の額総額			外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額の控除額	⑫
	資本金等の額	000	兆 十億 百万 千 円	外国の法人税等の額の控 除額	⑬
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑭
収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額	⑮
	収入金額	000	兆 十億 百万 千 円	⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑯
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑰
所得割	所得金額総額 別表5③	兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人 税割額の控除額	⑱
	所得金額	000	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき法人 税割額 ⑬-⑭-⑮	⑲
付加価値割	付加価値額総額			均等割額	⑳
	付加価値額	000	兆 十億 百万 千 円	算定期間中において事務所等 を有していた月数	㉑
資本割	資本金等の額総額			円× ⁽¹⁷⁾ 12	㉒
	資本金等の額	000	兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した 当期分の均等割額	㉓
収入割	収入金額総額			この申告により納付 すべき均等割額 ⑬-⑭	㉔
	収入金額	000	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべ き道府県民税額 ⑬+⑲	㉕
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				この申告により納付すべ き道府県民税額 ⑬+⑲	㉖
付加価値割	付加価値額総額	兆 十億 百万 千 円		⑳のうち見込納付額	㉗
	付加価値額	000	兆 十億 百万 千 円	差引 ㉑-㉒	㉘
資本割	資本金等の額総額			東場 京都の 都の⑦ 申告計 算額	㉙
	資本金等の額	000	兆 十億 百万 千 円	特別区分の課税標準 額	㉚
収入割	収入金額総額			同上に対する税額	㉛
	収入金額	000	兆 十億 百万 千 円	市町村分の課税標準 額	㉜
合計事業税額(㉚又は㉛)+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳				同上に対する税額	㉝
事業税の特 定寄附金税 額控除額	事業税の特 定寄附金税 額控除額			法人税の期末現在の資本金等の額	㉞
	差引事業税額 ㉚-㉛-㉜	00		法人税の当期の確定税額	㉟
租税条約の 実施に係る 事業税額の 控除額	租税条約の 実施に係る 事業税額の 控除額			決算確定の日	㊱
	この申告により納付 すべき事業税額㉚-㉛-㉜	00		解散の日	㊲
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	㊳
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無
還付請求中間納付額				法人税の申告書の種類	青色・その他
資本金の額(外貨)				この申告が中間申告の場合の計算期間	・
資本準備金の額(外貨)				翌期の中間申告の要否	要・否
資本剰余金の額(外貨)				還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店
				口座番号(普通・当座)	
				前事業年度の 法人区分	イに掲げる法人

第六号様式(その3) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「」

署
与
理
士
名

電話

(事業税)

		事業年度		・ ・		法人名																									
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額		77	兆	十億	百万	千	円																
所得割		64						00	付加価値割		65						00	同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)		78							00				
資本割		66						00	収入割		67						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		79							00				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)		80							00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額		81							00				
所得割		68						00	付加価値割		69						00	同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)		82							00				
資本割		70						00	収入割		71						00	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額		83							00				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (83× / 100)		84							00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)		85							00				
								付加価値割	72							00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		86												
資本割		73						00	収入割		74						00	差引特別法人事業税額 85-86		87							00				
60のうち見込納付額		75							差引 60-75		76							既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		88							00				
																		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		89											
																						この申告により納付すべき特別法人事業税額 87-88-89		90						00	
																						90のうち見込納付額		91							
																						差 引 90-91		92							

(特別法人事業税)